

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年八月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年七月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の2の(二)中「二百六十二万千円」を「二百六十六万円」に改め、同表二の1の(三)中「千八十円」を「千百十円」に改め、同表三の(三)の(1)の表中「一八、三〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「二三、五〇〇円」を「二三、七〇〇円」に、「三四、六〇〇円」を「三四、九〇〇円」に、「四一、五〇〇円」を「四一、八〇〇円」に、「五二、六〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「三〇、二〇〇円」を「三〇、四〇〇円」に、「三九、二〇〇円」を「三九、五〇〇円」に、「五四、六〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に、「六三、八〇〇円」を「六四、三〇〇円」に、「八〇、三〇〇円」を「八〇、九〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、一〇〇円」に改め、同表三の(三)の(2)の表中「八、〇〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一二、一〇〇円」に、「一四、六〇〇円」を「一四、七〇〇円」に、「一八、五〇〇円」を「一八、六〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、八〇〇円」に、「一二、六〇〇円」を「一二、七〇〇円」に、「一七、九〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「二一、二〇〇円」を「二一、四〇〇円」に、「二六、八〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に改め、同表六の(二)中「五十六万七千円」を「五十七万六千円」に改め、同表八の(一)中「小学校児童（」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を加え、「小学部」を「小学部の」に改め、「中学校生徒（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加え、「中学部」を「中学部の」に改め、同表八の(三)の(2)の表中「四千二百円」を「四千三百円」に改め、同表八の(三)の(2)のイ中「四千五百円」を「四千六百円」に改め、同表八の(三)の(2)のウ中「四千九百円」を「五千円」に改め、同表九の(三)中「二十万八千七百円」を「二十一万四百円」に、「十六万七千円」を「十六万八千三百円」に改め、同表十二の(二)中「十三万四千三百円」を「十三万四千八百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規

定は、平成二十八年四月一日から適用する。